

第 8 章 健 康 学 習

第 1 節 重 点 目 標

1 学校安全

- (1) 自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動できる能力、態度、習慣の育成を図るとともに、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を養う。
- (2) 事件や地震等の自然災害に適切に対処できるよう、学校の体制を充実・整備するとともに、家庭や地域等との連携を図り、実践的な安全教育を推進する。
- (3) 交通社会の一員としての自覚を促すとともに、家庭や地域等との連携を図りながら、計画的かつ継続的に交通安全教育を行う。

2 学校保健

- (1) 児童生徒一人一人の心と体の健康の保持増進を図るため、年間を見通した総合的な学校保健計画を作成し、保健教育・保健管理・組織活動の充実を図る。
- (2) 新たな健康課題と心の健康課題について、校内の指導・支援体制の確立と、行動化・実践化を図るため専門性を有する教職員及び外部指導者を活用した健康教育を展開する。
- (3) 環境衛生検査等を徹底し、学校環境衛生の適切な維持・改善に努める。

3 学校給食

- (1) 食に関する指導の充実を図り、健康な体をつくとともに、豊かな心を育成する。
- (2) 選択給食の導入や食事環境の改善を図り、楽しい給食の実現を目指すとともに、望ましい食習慣を形成するため、家庭や地域との連携を密にする。
- (3) 食品や施設等の衛生管理を徹底するとともに、給食関係者の衛生意識を高め、食中毒等の防止に努める。

第 2 節 学 校 安 全

1 概 況

本県は早くから学校安全の重要性に着目し、児童生徒の発達段階に応じた安全教育及び安全管理を重点目標に掲げ、その推進を図っているところである。各地区での保健主事、養護教諭及び安全担当者の研究会、研修会、保健・安全大会等を通じて学校安全の強化に努めている。また、独立行政法人日本スポーツ振興センター名古屋支所の円滑な運営に協力している。

2 交通安全

(1)平成 17 年度における交通安全教育事業の内容

交通安全指導担当者としての教職員の資質向上を目的として、県立学校の担当者を対象に研修会及び講話を実施した。

(2)表 彰

ア 愛知県交通安全推進協議会表彰

名古屋市立吹上小学校 一宮市立大志小学校 一宮町立一宮中学校

イ 全国交通安全優良学校表彰

名古屋市立玉川小学校 津島市立東小学校

(3)児童生徒の交通事故の実態

(名古屋市立を除く公立学校のうち県教育委員会健康学習課報告分)

ア 死亡者推移

区 分	11 年 度	12 年 度	13 年 度	14 年 度	15 年 度	16 年 度	17 年 度
小 学 校	3 人	3 人	3 人	6 人	3 人	5 人	5 人
中 学 校	4	4	1	6	3	4	3
高等学校	15	16	9	8	9	8	10
計	22	23	13	20	15	17	18

イ 平成 17 年度形態別事故人数

区 分	被 害	自 損	加 害	計
小 学 校	36(5)	3		39(5)
中 学 校	18(2)	1(1)		19(3)
高等学校 全 日 制	37(7)	8(1)	1	46(8)
高等学校 定 時 制	4(2)	1		5(2)
計	95(16)	13(2)	1	109(18)

(注) ()内は死亡者の再掲

ウ 平成 17 年度状況別件数

区 分	二輪車 運転中	四輪車 運転中	自転車 乗車中	歩行中	二輪車 同乗中	四輪車 同乗中	その他	計
小 学 校			24(5)	7	1	7		39(5)
中 学 校	1		10(2)	7(1)	1			19(3)
高等学 校 全 日 制	2(4)		19(3)	2	4	9(1)		46(8)
高等学 校 定 時 制	3(1)		1(1)		1			5(2)
計	16(5)	0	54(11)	16(1)	7	16(1)	0	109(18)

(注) ()内は死亡者の再掲

3 独立行政法人日本スポーツ振興センター名古屋支所の活動

独立行政法人日本スポーツ振興センターは、独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成 14 年法律第 162 号)に基づいて平成 15 年 10 月 1 日に設立された。学校安全の業務としては、学校安全の普及充実と災害給付等の事業を行っている。

(1)平成 17 年度の災害共済給付の状況

学 校 種 別	加 入 者 数	医 療 費 (負 傷 ・ 疾 病)		障 害		死 亡		給 付 金 額	
		(発生件数) 件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	金 額	
小 学 校	人 431,981	件 (33,424) 52,570	円 297,445,029	件 6	円 8,685,000	件	円	円 306,130,029	
中 学 校	206,395	(24,005) 44,583	287,313,853	7	12,010,000			299,323,853	
高 等 学 校	全 日 制	192,450	(15,193) 35,047	282,488,480	15	18,715,000	3	51,500,000	352,703,480
	定 時 制	5,131	(114) 238	1,805,663	1	1,400,000			3,205,663
	通 信 制	5,422	(3) 5	22,048					22,048
高 等 専 門 学 校	1,163	(87) 197	1,987,989					1,987,989	
幼 稚 園	77,654	(2,108) 3,078	17,821,784					17,821,784	
保 育 所	134,632	(3,639) 5,294	29,270,800	1	730,000			30,000,800	
計	1,054,828	(78,573) 141,012	918,155,646	30	41,540,000	3	51,500,000	1,011,195,646	

(2)学校安全と普及活動

ア 昭和36年以降、前年度の災害発生状況や給付の実態などを分析し、災害発生原因の追求と災害防止の資料として機関誌「学校安全」を学校、幼稚園、関係団体へ配布している。

イ 平成 17 年度学校安全優良学校(園)として、次の学校(園)を表彰した。

名古屋市立高坂小学校	甚目寺町立甚目寺小学校	田原市立赤羽根小学校
名古屋市立鳴海中学校	日進市立日進西中学校	幡豆町立幡豆中学校
愛知県立日進高等学校	国立豊田工業高等専門学校	刈谷市立東刈谷幼稚園

4 学校防災安全教育推進事業

(1) 「高校生防災セミナー」開催事業

学校における地震防災対応能力の向上と、将来にわたって地域における防災リーダーとなる人材の育成を図るため、高校生を対象としたセミナーを開催した。

参加者 県内の高等学校 10 校、高校生 40 人

参加校

愛知産業大学工業高等学校	名古屋市立菊里高等学校	愛知県立旭丘高等学校
愛知県立春日井高等学校	愛知県立江南高等学校	愛知県立五条高等学校
愛知県立半田東高等学校	愛知県立豊田高等学校	愛知県立安城東高等学校
愛知県立時習館高等学校		

第 3 節 学 校 保 健

1 児童生徒の発育状況(平成 17 年度学校保健統計調査愛知県分集計)

区 分			身 長 (cm)		体 重 (kg)		座 高 (cm)	
			平 均 値	標 準 偏 差	平 均 値	標 準 偏 差	平 均 値	標 準 偏 差
男 子	幼 稚 園	5 歳	110.3	4.77	18.9	2.60	61.6	2.92
		小 学 校	6 歳	116.1	4.99	21.3	3.24	64.8
	7 歳		122.3	5.25	23.9	3.76	67.5	3.02
	8 歳		127.5	5.62	26.9	5.33	69.9	3.13
	9 歳		133.4	5.88	30.4	5.99	72.7	3.29
	10 歳		138.4	6.11	33.7	6.77	74.8	3.38
	11 歳		144.3	6.76	38.0	9.04	77.4	3.67
	中 学 校	12 歳	152.2	7.99	44.1	10.22	81.4	4.64
		13 歳	159.7	7.52	49.6	10.64	84.9	4.31
		14 歳	165.2	6.87	55.3	11.23	88.1	4.03
	高 等 学 校	15 歳	167.9	6.11	59.2	10.55	89.6	3.63
		16 歳	168.9	5.94	61.3	11.40	90.6	3.33
		17 歳	170.5	5.55	63.4	10.82	91.3	3.35
女 子	幼 稚 園	5 歳	109.8	4.67	18.5	2.51	61.3	2.84
		小 学 校	6 歳	115.7	4.96	20.9	3.30	64.6
	7 歳		121.4	5.03	23.4	3.65	67.2	2.94
	8 歳		127.6	5.56	26.6	4.37	70.1	3.24
	9 歳		133.4	6.37	29.9	5.47	72.8	3.53
	10 歳		139.4	6.86	33.5	7.26	75.4	3.87
	11 歳		145.9	6.42	38.8	8.12	79.1	3.99
	中 学 校	12 歳	151.6	5.78	43.7	7.95	82.0	3.69
		13 歳	154.8	5.43	47.2	7.94	83.7	3.27
		14 歳	156.6	5.27	50.4	8.11	84.9	2.94
	高 等 学 校	15 歳	157.2	5.19	51.4	7.67	85.1	2.90
		16 歳	157.3	5.25	52.4	7.66	85.4	3.15
		17 歳	157.5	5.17	52.9	8.72	85.2	2.85

(注) 1 年齢は平成 17 年 4 月 1 日現在の満年齢である。

2 標準偏差は、平均値からどの程度かけ離れているかという基準により、データの分布の広がり幅を表している。

2 児童生徒の健康管理

心臓疾患・異常の早期発見とともに突然死を防止するため、県立学校 1 年生 40,968 人に心電図検査を実施した。なお、公立小・中学校においても全市町村が定期健康診断に心電図検査を導入している。また、県医師会に委託し作成した心臓疾患管理指導基準ともいうべき心臓検診の手引書として「学校心臓検診のために」を活用し、指導の充実を図った。

また、管理職が教職員の精神健康の援助のため、指導方法・対応の仕方に係る資質の向上を図るとともに自、分自身の精神健康を保持増進させるための「メンタルヘルスマネジメント研修会」を開催した。

さらに、県下 12 地区の県高等学校生徒指導研究会教育相談部会へ精神科医等を派遣し、指導力の強化・充実を図った。

3 教職員の健康管理

(1) 定期健康診断

学校保健法に基づき、小・中学校の教職員については市町村教育委員会で、県立学校教職員については県教育委員会でそれぞれ実施した。

(2) 休職・休職期間延長(更新)・復職審査

ア 休職審査

各種疾病により休職を希望する者から、県教育委員会が指定した必要書類が提出された場合、休職の要否を審査している。

イ 休職期間延長(更新)審査

休職者の期間延長は、県教育委員会の決定した事後措置によるものとし、必要な資料を提出させ審査している。

ウ 復職審査

休職者の復職は、県教育委員会の決定した事後措置によるものとし、必要な資料を提出させ審査している。

(3) 教職員健康審査会委員

教職員健康審査会委員には、内科・外科・耳鼻咽喉科・眼科・精神科・皮膚科・泌尿器科・整形外科・産婦人科等の専門医 21 人を委嘱している。

4 学校保健の振興

(1) 学校保健の推進

小学校では、教師の指導と学校・家庭とが一体となった組織活動を通して、健康と安全に対する習慣形成と環境整備に努めた。

中学校では、健康と安全な生活を目指し、保健教育と保健管理の充実を図り、教師・生徒の組織活動を通して学校保健の推進を期した。

高等学校、盲・聾・養護学校では、学校保健組織・体制の整備を図るとともに、精神保健管理及び循環器管理並びに安全教育の充実・強化を図った。

(2) 訪問指導

年間計画に基づいて、小・中・高等学校、盲・聾・養護学校を対象に訪問指導を実施し、学校経営の実情と学校保健活動の実態を把握して保健行政の参考にするるとともに、学校保健に関する諸問題について指導・助言を行った。

(3) 健康推進学校の表彰

ア 平成 17 年度健康推進学校は、小学校 569 校・中学校 233 校の応募があり、書類審査の結果に基づいて実施審査を行い、次のとおり被表彰校を決定した。

(ア) 平成 17 年度健康推進学校(小・中学校)

特別優秀	常滑市立鬼崎南小学校
	瀬戸市立東明小学校
	刈谷市立小高原小学校
	東栄町立中央小学校
	春日町立春日中学校
	幸田町立北部中学校
優 秀	一宮市立富士小学校
	津島市立高台寺小学校
	豊橋市立芦原小学校
	豊川市立桜町小学校
特 選	長久手町立東小学校
	岩倉市立岩倉南小学校
	高浜市立吉浜小学校
	豊田市立童子山小学校
	名古屋市立那古野小学校
	美浜町立野間中学校
	新城市立千郷中学校
	名古屋市立御幸山中学校

上記の表彰は、平成 17 年 11 月 8 日、愛知県歯科医師会館で行われた愛知県学校保健研究大会の席で行った。

(4) 研究委嘱校

平成 17 年度の学校保健・学校安全・学校給食関係の研究委嘱校は次のとおりである。

区分	委嘱年度	学校等名	研究主題	指定
学校保健	17.18	豊明市立館小学校	生活習慣病予防等を目指した歯・口の健康づくり調査研究事業「8020 をめざして、じょうぶな歯をつくろう」フッ素洗口をきっかけにした歯の指導	文部科学省
学校安全	17.18	蒲郡市立形原中学校	安心・安全に対する意識を高め自ら実践できる生徒の育成 共感と共汗をキーワードにして	独立行政法人日本スポーツ振興センター
学校給食	16.17.18	一宮市（中心校：丹陽南小学校・丹陽中学校）	学校を中心とした食育推進事業 みんなの願い 心も身体も丈夫な一宮っ子	文部科学省

5 養護教諭の配置状況

各学校で児童生徒の健康管理をしている養護教諭の配置状況は次のとおりである。

なお、平成 17 年度は 195 校において複数配置が実施されている。

(17.4.1 現在)

区 分			学 校 数	養 護 教 諭 配 置 状 況				
学校種別				1 人配置校	複数配置校	養護教諭数		
国・私立除く 公立小中学校等	小 学 校	本 校	982 校	922 校	60 校	1,042 人		
		分 校	4	3	0	3		
	中 学 校	本 校	410	380	30	440		
		分 校	3	2	0	2		
	盲・聾・養護学校			5	0	5	10	
県 立 校	高 等 校	全 日 制	本 校	129	69	58	185	
			校 舎	3	3	0	3	
		全 ・ 定 併 置			27	9	18	72
		通 信 制			1	0	0	0
		定 ・ 通 併 置			1	1	0	2
	盲・聾・養護学校			24	0	24	48	
合 計			1,589	1,389	195	1,807		

第 4 節 学 校 環 境

1 環境衛生対策

学校保健法(昭和33年法律第56号)で規定される学校環境衛生について、学校環境衛生の基準に基づき、環境衛生検査、事後措置及び日常における環境衛生管理等を適切に行い、学校における環境衛生の維持・改善を図ることを指導した。

2 環境衛生調査

(1)教室の空気中の化学物質の測定

厚生労働省において室内濃度指針値が定められているアセトアルデヒドについて県立学校(24校)において調査を行った。

(2)学校環境衛生実態調査

県立学校(5校)において環境衛生の実態調査を行い、その結果に基づいて、適正な維持管理等について指導を行った。

・調査項目：騒音レベル、ダニアレルゲン、ホルムアルデヒド(簡易測定)、水泳プールの衛生管理状況等

第 5 節 学 校 給 食

1 学校給食の現況

学校給食は、義務教育諸学校をはじめ夜間定時制高等学校、特殊教育諸学校において「学校給食法」及び関係法により、児童生徒を対象に実施されている。

(1) 学校給食実施状況

学校給食実施状況は、次のとおりである。

学 校 給 食 実 施 状 況 (17.5.1 現在)

区 分		小 学 校		中 学 校		高 等 学 校 (夜 間)		特 殊 教 育 校 特 諸 学 校		計	
		学校数	児童数	学校数	生徒数	学校数	生徒数	学校数	児童生徒数	学校数	児童生徒数
完全給食	実施数	校 986	人 430,434	校 413	人 195,581	校 31	人 3,197	校 29	人 5,418	校 1,459	人 634,630
	実施率 (%)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)
ミルク給食	実施数										
	実施率 (%)										
計	実施数	986	430,434	413	195,581	31	3,197	29	5,418	1,459	634,630
	実施率 (%)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)

(注) 1 学校数は分校も1校としてある。

2 国立及び私立学校はこの表から除外してある。

完 全 給 食 実 施 形 態 (17.5.1 現在)

区 分		小 学 校		中 学 校		高 等 学 校 (夜 間)		特 殊 教 育 校 特 諸 学 校		計	
		学校数	児童数	学校数	生徒数	学校数	学校数	児童数	学校数	生徒数	学校数
単独調理方式	実施数	校 424	人 174,632	校 161	人 71,640	校 31	人 3,197	校 29	人 5,418	校 645	人 254,887
	実施率 (%)	(43.0)	(40.6)	(39.0)	(36.6)	(100)	(100)	(100)	(100)	(44.2)	(40.2)
共同調理方式 (95施設)	実施数	562	255,802	252	123,941					814	379,743
	実施率 (%)	(57.0)	(59.4)	(61.0)	(63.4)					(55.8)	(59.8)

(2) 学校栄養職員の配置状況

学校給食の衛生・栄養管理と調理員の指導等、給食の管理・運営面の充実を図るため、昭和49年6月22日「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」等の改正により、学校栄養職員は、県費負担教職員に位置づけられ、以後定数配置について整備を図ってきた。

また、昭和53年6月9日「女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律」が一部改正され、学校栄養職員にも産休代替制度が、昭和53年9月9日から施行されている。

学 校 栄 養 職 員 配 置 状 況 (17.5.1 現在)

区 分	小 学 校	中 学 校	共同調理場	夜間定時制 高校・特殊 教育諸学校	教育委員会等	計
総 数	197 人	30 人	194 人	34 人	8 人	463 人
うち給与負担法対象職員数	195	27	193	5		420

(3)米飯給食実施状況

昭和51年2月10日学校給食法施行規則の一部が改正されて、米飯が位置づけられた。県は学校給食合理化研究調査会議の意見を踏まえ、食事内容の多様化を図り、栄養を配慮した米飯の正しい食習慣を身につけさせる見地から教育上有意義であるので、その普及を図ることとし、市町村に対し週3回程度の米飯給食を実施するように指導している。

なお、昭和55年7月以降、完全給食を行っている全小・中学校が米飯給食を実施するに至った。

米 飯 給 食 実 施 状 況 (17.5.1現在)

区 分		小 学 校		中 学 校		高 等 学 校 (夜 間)		特 殊 教 育 特 諸 学 校		計	
		学校数	児童数	学校数	生徒数	学校数	学校数	児童数	学校数	生徒数	学校数
自 校 (共同調理場) 炊 飯	実施数	校 75	人 5,429	校 18	人 3,055	校 27	人 2,659	校 11	人 1,974	校 131	人 13,117
	実施率 (%)	(7.6)	(1.3)	(4.4)	(1.6)	(87.1)	(83.2)	(37.9)	(36.4)	(9.0)	(2.1)
委 託 炊 飯	実施数	911	425,005	395	192,526	4	538	18	3,444	1,328	621,513
	実施率 (%)	(92.4)	(98.7)	(95.6)	(98.4)	(12.9)	(16.8)	(62.1)	(63.6)	(91.0)	(97.9)
計	実施数	986	430,434	413	195,581	31	3,197	29	5,418	1,459	634,630
	実施率 (%)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)

米 飯 給 食 回 数 別 実 施 状 況 (17.5.1現在)

区 分	小 学 校		中 学 校		高 等 学 校 (夜 間)		特 殊 教 育 特 諸 学 校		計	
	学校数	児童数	学校数	生徒数	学校数	学校数	児童数	学校数	生徒数	学校数
週4回以上	校 36	人 5,926	校 12	人 2,770	校 30	人 3,107	校 1	人 143	校 79	人 11,946
週3.5回以上	113	46,800	49	21,939			2	337	164	69,076
週3回	837	377,708	243	119,454	1	90	24	4,411	1,105	501,663
週2.5回							1	366	1	366
週2回							1	161	1	161
その他 (スクールランチ)			109	51,418					109	51,418
計	986	430,434	413	195,581	31	3,197	29	5,418	1,459	634,630

2 学校給食の管理と指導

(1) 栄養管理

学校給食における所要栄養量の基準については、文部科学省が平成 15 年 5 月 30 日に次のように改訂している。

なお、児童生徒の栄養摂取状況(平成 17 年 11 月栄養報告書)は次のとおりである。

児童生徒の栄養摂取状況(平成 17 年 11 月栄養報告書)

区 分		エネルギー (kcal)	たんぱく質 (g)	脂 肪 摂 取 エネルギー比 (%)	カルシウム (mg)	鉄 (mg)	ビ タ ミ ン				食 物 繊 維 (g)
							A (ug)	B 1 (mg)	B 2 (mg)	C (mg)	
小 学 校	基準量	650	24.0	25～30	330	3.0	130	0.30	0.40	20	6.5
	摂取量	626	25.0	29	341	2.4	380	0.58	0.59	31	4.2
	率(%)	(97)	(106)		(103)	(78)	(278)	(205)	(148)	(114)	(65)
中 学 校	基準量	830	32.0	25～30	400	4.0	190	0.40	0.50	25	8.0
	摂取量	773	31.4	28	398	3.0	424	0.93	0.70	31	5.4
	率(%)	(97)	(101)		(98)	(78)	(221)	(186)	(131)	(127)	(74)

(注) 表中、ビタミンの率(%)は、調理による損耗を差し引いた数値に対する率である。

(2) 衛生管理

県健康福祉部の協力を得て、学校給食共同調理場の衛生管理の徹底を図るとともに、各学校における衛生管理についても学校薬剤師の協力を得て徹底を図った。

(3) 学校給食の指導及び研修

学校給食の指導については、衛生管理・栄養管理の徹底と共に、給食時の指導の徹底を図り、現職教育の強化に努めている。特に、給食時の重点内容として、次の項目を取り上げてその指導の推進を図った。

- ・ 好ましい人間関係を育成する。
- ・ 学級担任や学校栄養職員が協力して食に関する指導をすすめる。
- ・ 給食当番としての衛生指導を行う。

これらの目標を達成するため、指導法の研究を深め、研究委嘱校の研究発表、各種研修会への参加を通して給食関係者の資質の向上を図った。

(4) 食の指導に関する事業

学校における食に関する指導体制の整備を図るため「食に関する指導者養成講座」を開催した。

(5) 学校給食に関する表彰

学校給食充実のため、優良と認められた次表の学校、パン工場等を県教育委員会・県給食会が表彰した。

学 校 給 食 優 良 学 校 等	大治町立大治小学校、名古屋市立御劔小学校、豊田市立益富中学校、 吉良町立吉田小学校、犬山市立犬山中学校、東海市立学校給食センター-明倫調理場
学 校 給 食 用 パ ン ・ 米 飯 ・ め ん	優 良 工 場 2
学 校 給 食 用 牛 乳	優 良 工 場 1

(6)平成 17 年度学校給食関係国庫補助金交付状況

学校給食施設整備費補助金については、学校給食施設更新(単独校調理場)2校 12,509 千円、学校給食施設更新(共同調理場)3施設 179,595 千円、炊飯給食施設(共同調理場)1施設 521 千円、学校食堂施設2校 24,954 千円、衛生管理強化事業(共同調理場)2施設 1,833 千円、計 219,412 千円が交付された。

3 学校給食用物資関係

(1)学校給食用物資

ア 学校給食用物資のうち、脱脂粉乳は、県学校給食会が独立行政法人日本スポーツ振興センターに申請し、割当てを受けてパン加工工場や学校給食実施校に供給している。

また、関税の免税措置がとられている。

イ 学校給食用米穀は、県学校給食会が県経済連から愛知県産米を買い受け学校給食実施校に供給している。使用量については児童生徒の喫食状況に応じて精米 50g・60g・70g・80g・90g・100g・110gの中から採用できるようにしている。

ウ 学校給食用パン及びソフトスパゲティ式めんは、県内産小麦を 20% 使用している。

エ 学校給食用パン及びソフトスパゲティ式めんは委託加工し、それぞれ委託加工工場から学校給食実施校に供給している。パンは小麦粉 25g・30g・40g・50g・60g・70g・80g・90g、ソフトスパゲティ式めんは小麦粉 60g・70g・80g・90g・100g・120gの中から採用できるようにしている。また、パンを 14 種類とし多様化を図っている。

オ 県立学校で使用されている牛乳を始めとする食品・食器等について安全を確保するため、愛知県学校給食会へ検査を委託した。なお、委託した検査は、延べ 965 件で、食品衛生法(規格基準)に適合しないものはなかった。

検 査 実 施 件 数

区 分	実施件数	食品衛生法(規格基準)不適件数	備考
定量検査	456		
ガスクロ(ECD)による検査	136		
細菌検査	220		
0157検査	153		
計	965	0	

(2)委託加工工場

ア 委託加工工場は、県教育委員会が定めた委託加工工場選定基準に基づき、審査委員会を開催し、県学校給食会が指定する。

イ 平成 17 年度末現在の委託加工工場は、次のとおりである。

パン	24 工場	炊飯	34 工場
ソフトスパゲティ式めん	21 工場		

(3)財団法人愛知県学校給食会（豊明市阿野町惣作 87 番地の 1）

昭和24年創立以来、文部科学大臣及び県教育委員会が承認する学校給食用物資を県内一円に適正円滑に供給するため、物資の購入、売渡し、保管並びに輸送を行い、併せて学校給食の普及充実推進のための諸事業を行っている。

特に、昭和49年10月に完成した愛知県学校給食総合センターの機能を活用し、学校給食用物資の流通合理化に努めている。

ア 学校給食用物資取扱状況

物資名	平成 17 年 度	
	数 量	金 額
学 校 パ ン	30,714,827 食	1,302,014 千円
米 飯	65,787,545 食	3,365,875
め ん 類	10,101,643 食	428,075
米 穀 類	251,810 kg	84,528
牛 乳	118,212,127 本	4,549,975
脱 脂 粉 乳	3,384 kg	1,387
冷 凍 食 品	1,828,988 kg	1,421,195
そ の 他	1,503,420	611,900
計		11,764,949

イ 役 員（17年6月1日現在）

- ・ 会 長 伊 藤 敏 雄
- ・ 副会長 青 木 茂 美
- ・ 理事長 中 村 正 哉
- ・ 理 事 25 人
- ・ 監 事 3 人
- ・ 評議員 53 人

ウ 事 業

学校給食用物資の供給事業のほか、次の諸事業を行っている。

- (ア)基本物資を始め学校給食用物資の検査を行い、安全供給に努めている。検査技師は5人で、県教育委員会の委託検査のほか自主検査・依頼検査を行っている。
- (イ)学校給食の多様化に伴い、冷凍食品を始めとする物資の開発を図るとともに、県内産農産物の学校給食への利用に積極的に取り組んでいる。
- (ウ)学校給食関係職員の技術講習を始め各種の研修を県教育委員会及び県学校給食センター連絡協議会等と共催し、あるいは自主的な研修計画を実施している。